

埼玉県立大学大学院既修得単位の認定に関する規程

平成26年4月1日

規程第128号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第79条第2項の規定に基づき、入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定科目)

第2条 学則第79条第1項に規定する入学前の既修得単位の認定は、講義及び演習科目（特別研究（実践看護課題研究を含む。）を除く。）に限り行うことができるものとする。

(単位認定の申請)

第3条 既修得単位の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

一 既修得単位認定申請書（様式第1号）

二 成績証明書（現に履修中の科目がある場合は、単位修得見込証明書（様式第2号）を併せて提出した上で、当該科目の成績が確定し次第、改めて確定後の成績証明書を提出すること。）

三 単位を授与した大学院が作成した科目の内容、単位制度等単位の換算及び認定に必要な書類（シラバスの写し等）

(単位認定)

第4条 既修得単位の認定は、大学院教務委員会の議を経て、学長が行う。

2 前項において認定された単位は、学則第80条に規定する所定の単位に算入する。また、認定した授業科目及び単位の結果は、既修得単位認定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

(認定単位数の限度)

第5条 既修得単位として認定できる単位数は、15単位を限度とする。ただし、学則第78条で規定する他大学院における授業の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(修業年限)

第6条 既修得単位の認定による修業年限の短縮は行わない。

(単位認定に伴う指導等)

第7条 指導教員は、既修得単位の認定を受けた学生のその後の履修計画について、適切な指導を行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

既修得単位認定申請書

私は、下記の科目について単位の認定を受けたいので、埼玉県立大学大学院既修得単位の認定に関する規程第3条の規定に基づき申請します。

年 月 日

（あて先）

埼玉県立大学 学長

入学(予定)年度

年度

専 修 名

氏 名

記

単位認定申請科目名	時間数	単位数	修得(見込)科目名	修得済又は 見込の区別 (いずれかに○)	時間数	単位数	修得(見込) 大学院・研究科名
				修得・見込			
				修得・見込			
				修得・見込			
				修得・見込			
				修得・見込			
				修得・見込			
				修得・見込			
				修得・見込			
				修得・見込			
				修得・見込			
				修得・見込			
				修得・見込			
				修得・見込			
				修得・見込			
				修得・見込			

添付書類

- 1 成績証明書又は単位修得見込証明書
- 2 シラバス、授業概要、履修案内等の写し

（注）外国の大学院等の場合は、添付書類の日本語訳を添付すること。

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた任意様式によることができる。

単位修得見込証明書
(現に履修中の全ての科目の証明)

氏 名

生 年 月 日 年 月 日
入学年月日 年 月 日

上記大学院生について、現在履修中の科目は下記のとおりであることを証明する。

記

科 目 名	時間数	単位数	修得見込年月日	必修又は選択の別

年 月 日

大 学 名
学 長 名

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた任意様式によることができる。

既修得単位認定通知書

年 月 日

入 学 年 度
専 修 名
氏 名

埼玉県立大学 学長

年 月 日付で申請のありましたこのことについて、埼玉県立大学大学院既修得単位の認定に関する規程第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり認定した授業科目及び単位の結果を通知します。

本学大学院における単位認定科目名	単位数	大学院における単位修得科目名	単位数
合 計			